第十号様式記載要領3中「法人税額⑤」を「法人税額④」に、「差引計⑥」を「差引計⑤」に、「法人税額⑧」を「法人税額⑦」に改め、同様式記載要領8中「⑩の欄」を「⑨の欄」に、「分割課税標準額㉒」を「分割課税標準額㉑」に、「差引計⑥」を「差引計⑤」に改め、同様式記載要領8を同様式記載要領9とし、同様式記載要領4から同様式記載要領7までを1つずつ繰り下げ、同様式記載要領3の次に次のように加える。

4　道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第6号様式の申告書に添付する場合にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第6号様式別表1の2の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

第十号の三様式記載要領9中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同様式記載要領10中「名称」の次に「及び法人番号」を加える。

第十号の四様式記載要領7中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同様式記載要領8中「名称」の次に「及び法人番号」を加える。

第十三号様式記載要領1中「及び第72条の28第2項」を「、第72条の28第2項及び第72条の29第2項」に改め、同様式記載要領2中「第72条の28第2項」の次に「及び第72条の29第2項」を加え、同様式記載要領5中「及び第72条の28第2項」を「、第72条の28第2項及び第72条の29第2項」に改め、同様式記載要領6中「名称」の次に「及び法人番号」を加え、「及び第72条の28第2項」を「、第72条の28第2項及び第72条の29第2項」に改める。

第十三号の二様式記載要領1中「第145条」を「第144条の8」に改め、同様式記載要領6中「第72条の28第2項」の次に「及び第72条の29第2項」を加え、同様式記載要領9中「名称」の次に「及び法人番号」を加え、同様式記載要領9㈢中「5の」を「6の」に改める。

第十四号様式記載要領1中「第145条」を「第144条の8」に改め、同様式記載要領5中「第72条の28第2項」の次に「及び第72条の29第2項」を加え、同様式記載要領7中「名称」の次に「及び法人番号」を加え、同様式記載要領7㈢中「4の」を「5の」に改める。